

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年1月18日
照会部署名 米沢年金事務所適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 小林 修
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 三根

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2011—3	本部受付番号 No. 2011—43
-----------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

破産手続廃止決定確定後（商業法人登記簿上抹消済）における破産管財人による全喪届の届出の可否について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】健保厚年適用 I-2 適用事業所全喪届
健保法第33条、厚年法8条

(内容)

届出対象事業所は下記の通り

平成 21 年 9 月 15 日、地方裁判所の破産手続開始

平成 22 年 11 月 19 日、地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定確定

平成 22 年 11 月 22 日、商業法人登記簿上閉鎖

上記事業所で全喪届が未提出のため元事業主に提出を促したところ、事業所代表者印は、破産管財人から返却されていないとのこと。よって、破産管財人に連絡したところ、全喪届の届出は破産管財人が為すとの返答あり。ただし、該当事業所は、破産済、登記簿上抹消済であり、もう存在していない事業所であるため、代表者印の押印をすることができないため、保険契約を解約する場合等と同様に破産管財人名にて届出すること。なお、破産手続開始決定後（廃止決定確定前）においても、取り扱いは同様のこと。

この代表者印の押印のない状態で、破産管財人名にて届出された全喪届について受理できるのか、ご教示をお願い致します。

<対応案>

代表者印を押印できない理由が明らかであり、またその理由も社会通念上容認できる範囲内と考え受理できうると考えますが、受理して問題ありませんでしょうか。

(ブロック本部回答)

資格喪失届及び全喪届は、健康保険法及び厚生年金保険法により事業主が届出する義務がある。破産廃止前であれば、事業主が事業主名で提出も可能と思慮されるが、本事案は、すでに破産廃止決定しており会社自体が廃止されており、事業主もその権利義務を有していないと思慮され、管財人が管財人名で関係届を提出することも可能と思料される。しかしながらその明確な取扱について関係通知、疑義照会等に明記されていないため本部へ照会したい。

回答日 平成 23 年 1 月 25 日

回答部署名 東北ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援 G 長）小澤 昭吉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

破産法第34条により、破産者が破産手続開始の時において有する一切の財産は破産財団となり、また、破産法第78条及び第79条により、破産管財人は破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有し、就職の後直ちに財産の管理に着手しなければならないとされています。

また、厚生年金保険法施行規則第13条の2及び健康保険法施行規則第20条に規定される適用事業所に該当しなくなった届出は事業主が行うこととなっていますが、破産管財人が破産財団に属する財産の管理及び処分を行うに当たり提出が不可欠な場合もあります。

そのため、広義の意味で破産財団の管理及び換価を行うために、事業主が届出の提出をすることが困難な場合は、破産管財人による提出も可能となります。

回答 平成23年10月21日 (H23.2.4回答分差換え)

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

岡村

(軽微なものについてはグループ長)